

○農林水産省告示第百十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規
程（昭和二十五年七月八日農林省告示第百六号）
の一部を次のように改正する。

平成十八年二月一日

農林水産大臣 中川 昭一

第一条第三項第一号中「、ばれいしょ」を削り、
同項第二号中「さとうきび」を「ばれいしょ及び
さとうきび」に改める。

別表第一の四の項植物の種類の欄中「供さない
ものを含む」を「供しないと認められるものを除
く」に改め、同表十の項植物の種類の欄中「はく
さい」の下に「、ばれいしょ（栽培の用に供しな
いと認められるものに限る。）」を加える。